

○あき地に係る雑草の除去に関する条例

昭和 46 年 12 月 28 日

条例第 50 号

あき地に係る雑草の除去に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、あき地に繁茂し、放置されている雑草を除去することにより、火災又は犯罪の発生を予防し、かつ、清潔な生活環境を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あき地 宅地化された状態の土地で、現にその管理者が使用していない土地をいう。

(2) あき地の管理者 あき地の管理について権原を有する者をいう。

(3) 不良状態 雑草が繁茂し、放置され、周囲に迷惑を及ぼすような状態をいう。

(あき地の管理者の責務)

第 3 条 あき地の管理者は、当該あき地を適正に管理し、不良状態にならないように努めなければならない。

(除草の助言及び指導)

第 4 条 市長は、あき地が不良状態になるおそれがあると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、雑草の除去について必要な助言及び指導をすることができる。

(除草の命令等)

第 5 条 市長は、あき地が不良状態にあると認めるときは、当該あき地の管理者に対し、雑草の除去を命ずることができる。

2 市長は、あき地の管理者が前項の命令に従わないときは、当該あき地の雑草を除去するについて、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところによりこれを行うものとする。

(立入調査)

第 6 条 市長は、前 2 条の規定による助言及び指導又は命令等を行うため若しくはそれらの履行の状態を調査するために必要があると認めるときは、必要な限度において、当該職員に、あき地に立ち入って調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 47 年 2 月 1 日から施行する。